

指定居宅介護支援事業運営規程

第1条 （事業の目的）

医療法人社団三杏会が開設する、居宅介護支援センター 仁医会（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者（以下「介護支援専門員」という）が、利用者に対し適切な、指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

第2条 （事業の運営方針）

指定居宅介護支援事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して支援する。

- 2 事業所は利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的且効率的に提供されるよう配慮して支援する。
- 3 指定居宅介護支援事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域包括支援センター・地域の介護保健施設・他の居宅介護支援事業者・医療機関等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

第3条 （事業の運営）

事業所は、事業の実施に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員、及び大分市暴力団排除条例に規定する暴力団密接関係者を、その運営に関与させないものとする。

第4条 （事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 居宅介護支援センター 仁医会
- 二 所在地 大分市古国府一丁目3番73号

第5条 （職員の職種、員数、及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び利用の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- 二 介護支援専門員等 1.7名（常勤職員1・非常勤職員0.7）
介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、および要介護者等がその心身の状況や置かれている環境に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

第6条 （営業日及び営業時間等）

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、国民の祝日及び お盆休み、年末年始休みを除く。
- 二 営業時間 月曜日から金曜日は、午前8時30分から、午後5時30分までとする。
土曜日は、午前8時30分から、午後13時00分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第7条 （指定居宅介護支援の業務及び内容）

事業の内容は次の通りとする。

- 一 利用者からの居宅サービス計画依頼等に対応する相談対応
- 二 課題分析の実施
- 三 居宅サービス計画の作成
- 四 サービス担当者会議等の実施
- 五 サービス実施状況の継続的な把握及び評価
- 六 その他、介護保険サービス内の各種申請（住宅改修、福祉用具購入、介護用品購入等）

第8条 （居宅介護支援の利用料等）

法定代理受領以外の利用料は、厚生大臣が定める基準によるものとする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合の交通費は、その実費を徴収する。（公共の料金に準ずる）
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払い同意する旨の文章に署名若しくは捺印をうけることとする。

第9条 （通常の実施地域）

通常の実施地域は、大分市、豊後大野市（犬飼地域）とする。

第10条 （個人情報の保護）

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」及び「医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用解約内容とする。

第11条 （虐待防止）

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のための次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ることとする。
 - 二 虐待防止のための指針を整備することとする。
 - 三 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施することとする。
 - 四 上記措置を適切に実施するための担当者をおくこととする。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

第12条 （身体的拘束等の適正化）

事業所は、身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行うものとする。

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録にすることを義務付けることとする。

第13条 （苦情対応）

利用者は、計画したサービス内容に苦情がある場合には、いつでも苦情を申し立てることが出来るものとする。

- 2 事業所は、苦情の申立て及び相談があった場合には、敏速かつ誠実に対応するものとする。
- 3 事業所は、利用者が苦情申立てを行った事を理由として何ら不利益な取り扱いをする事はないものとする。

第14条 （研修）

事業所はケアマネージャーの資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
- 二 継続研修 1回／年

※法令遵守、人権擁護、虐待防止、認知症、介護予防、感染症、BCPなど

第15条 （業務継続計画）

業務継続計画（BCP）の策定等に当たって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

第16条 （感染症対策の強化）

事業所は、感染症の発生及びまん延防止に関するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 感染症の発生及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ることとする。
- 二 感染症の発生及びまん延防止のための指針を整備することとする。
- 三 従業員に対し、感染症の発生及びまん延防止のための研修を定期的に実施することとする。
- 四 上記措置を適切に実施するための担当者をおくこととする。

第17条 （公正中立性の確保）

事業所の負担軽減を図るため、次に掲げる事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを努力義務とする。

- 一 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスの割合
- 二 6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスにおける、同一事業者によって提供されたものの割合

第18条 （ハラスメントの防止）

ハラスメントの内容、ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、周知・啓発することとする。

- 二 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、周知・啓発することとする。
- 三 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備することとする。
- 四 事実関係を迅速かつ正確に確認し、速やかに被害者に対し配慮のための措置を適正に行うこととする。
- 五 事実関係を確認後、行為者に対する措置を適切に行うこととする。
- 六 再発防止に向けた措置を講ずることとする。
- 七 相談者・行為者当のプライバシーの保護、相談したことを理由に、解雇やその他の不利益扱いをされない旨を定め、周知・啓発することとする。

第 19 条 （その他）

事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとする。

2 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する諸記録を整備し、5 年間保存するものとする。

3 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、「居宅介護支援センター 仁医会」と事業所を管理する法人管理者との協議に基づいて、定めるものとする。

《附則》 この規定は、平成 16 年 12 月 1 日から実施する。

一部改定 平成 22 年 4 月 1 日

一部改定 平成 23 年 1 月 21 日

一部改定 平成 23 年 8 月 1 日

一部改定 平成 27 年 2 月 9 日

一部改定 平成 28 年 10 月 1 日

一部改訂 令和 2 年 5 月 21 日

一部改定 令和 2 年 10 月 21 日

一部改定 令和 3 年 1 月 16 日

一部改定 令和 4 年 12 月 1 日

一部改定 令和 6 年 4 月 1 日